

# 睦お助け隊事業実施要綱

## (目的)

- 1 この事業を広く地域(自治会)住民に周知するとともに、会員の募集及び会員相互の連絡調整を行い、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

## (会員)

- 2 この事業において「会員」とは、事業の趣旨、目的に賛同する睦自治会会員をいう。

### (1) 利用会員

- ① 地区内に在住し、65歳以上のひとり暮らしの高齢者で援助を必要とする者
- ② 地区内に在住し、75歳以上の高齢者夫婦で援助を必要とする者
- ③ 地区内に在住し、心身に障害を持ち援助を必要とする者
- ④ 地区内に在住し、その他の事情により援助を必要とする者
- ⑤ その他、隊長が特に必要と認める者

### (2) 協力会員(お助け隊隊員)

社会福祉及びこの事業を理解し、熱意を持って且つ無理のない範囲で本事業にボランティアとして 労力を提供できる者

## (会員資格の喪失)

- 3 会員は次の各号に該当した場合は資格を喪失する。

- (1) 会員を退く申し出があった場合。
- (2) 会員が死亡した場合。
- (3) 会員が本事業の趣旨に反し、サービスの継続がしがたい重大な事情が認められた場合。

## (サービス内容)

- 4 サービスの内容は、原則として睦お助け隊対応可能業務(別添一覧表)に掲げるものとする。
- 5 サービスは、原則として午前9時から午後5時までの間で、必要と認められる時間とする。

## (サービスの利用方法)

- 6 緊急に利用したい場合

緊急な利用は、「睦お助け隊依頼・相談窓口(依頼者用)」(別添名簿一覧表)へ電話にて依頼する。

## 7 通常の利用の場合

時間的に余裕のある通常の利用は、睦お助け隊隊員の郵便受けへの投函、またはPCメール送信のいずれかで依頼する。  
尚、電話での依頼も可とする。

## 8 上記6・7ともに、依頼する場合は次の項目を伝えるものとする。

1. 依頼者
2. 住所
3. 連絡先電話番号
4. 依頼内容
5. 希望作業日時

### (サービスの取り消し)

- 9 隊長は、利用会員がサービスの必要性を失った場合や、本要綱の趣旨に反すると認められた場合、サービスを取り消すことができるものとする。

### (利用料金)

- 10 サービスの提供を受けた利用会員は、「睦お助け隊料金表」(別添一覧表)に基づき利用料金を負担しなければならない。

### (協力会員の義務)

- 11 協力会員は次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) サービス中に知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) サービス中、当該利用会員に異常が認められた場合、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ関係機関に連絡しなければならない。
- (3) サービス中は事故防止に努めなければならない。
- (4) 睦お助け隊が実施する研修に参加しなければならない。

### (協力会員の活動制限)

- 12 協力会員はサービス中に次の行為をしてはならない。

- (1) 物品の斡旋、販売、金銭の貸借、物品を受ける行為
- (2) 宗教、政治信条等の行為

### (事故と補償)

- 13 不測の事故等による利用会員、協力会員、第三者に対する補償は次のとおりとする。

- (1) 協力会員に対しては、「ボランティア活動保険」に加入し、その補償の範囲内で補償する。

- (2) 車両事故等により第三者に損害を与えた場合、それぞれの車両で加入している「自賠責保険」及び「任意保険」の範囲での補償とする。
- (3) サービス中の事故については、速やかに隊長に連絡し、その指示を受けるものとする。

(研 修)

- 14 隊長は、協力会員の行うサービスの在り方、実技等の研修を適宜行うものとする。

(運営委員会)

- 15 運営委員会は、運営に関する重要事項を協議し、本事業の円滑な運営を図る。

(新型コロナウイルス感染対策)

- 16 睦お助け隊が、高齢者世帯等への応援業務を行う場合、次のような新型コロナウイルス感染対策を行う。
  - ・三密、即ち密封空間・密集場所・密接場所を回避して応援業務を遂行する。
  - ・依頼者の玄関先で、睦お助け隊が準備した消毒薬で手を消毒する。
  - ・マスクを着用する。
  - ・依頼者と対話する時や作業する場合は、ソーシャルディスタンスを保つ。
  - ・室内作業の場合は、2方面の窓を開け通気を行う。
  - ・応援業務は密を避けるため、原則として4名以内で実施する。
  - ・応援業務を3時間以内で終了出来ない場合は、別途複数回行う。

付則

この要領は、令和2年2月3日から施行する。  
この要項改訂版は、令和3年3月31日から施行する。